

《 別表 リスク分担表 》「藤枝市岡部玉露の里」

種類		内容	負担者	
			市	指定管理者
書類	作成書類の誤り	市が作成した募集要項等の書類の誤りによるもの	●	
		指定管理者が作成した書類の誤りによるもの		●
制度	法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	▲＊１	▲＊１
	税制度の変更	一般的な税制変更		●
施設・設備の維持管理	金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		●
	物価変動	人件費・物品等の物価変動に伴う経費の著しい増加(光熱水費を除く)	▲＊２	▲＊２
	光熱費の変動	光熱水費の変動に伴う経費の増加	▲＊１	▲＊１
	需要変動	当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによる損失		●
	施設・設備の修繕 (改修を含む)	小規模なもの(基本30万円以下)	▲＊３	▲＊３
		上記以外のもの	●	
		本市の責めに帰すべき事由によるもの又は資本的支出により資産を形成するもの	●	
		指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		●
		第三者の行為で相手方が特定できないもの	<<解決の順位>> ①指定管理者が加入する損害賠償保険による ②指定管理者の管理不行き届きの場合は上段同様 ③保険適用が無く、正常な管理下の場合は経年劣化と同様	
	備品の取得	市が取得した備品の毀損滅失によるもの		●
		市の承認を得て取得する軽微なもの(基本10万円以下)及び指定管理者が任意に取得するもの		●
		市の承認を得て取得する上記以外のもの	●	
	施設・設備の点検と清掃	施設及び設備の清掃作業		●
		施設及び設備の点検(行政庁への報告が定められている場合はそれを含む)		●
	政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	●	
	臨時休館による損失	管理上の瑕疵による臨時休館等の損失		●
	セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		●
		上記以外のもの	●	

社会	第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		●
		上記以外の事由により損害を与えた場合	●	
	周辺住民及び施設利用者への対応	地域との協調		●
		指定管理業務の内容に対する施設利用者からの苦情、要望		●
		上記以外の市政全般への苦情、要望	●	
災害等	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設・設備の復旧費及び業務不履行による損害	▲＊４	▲＊４
	災害時対応	災害時対応（待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等）		●
その他	事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤去費用		●

＊１・・・ 大幅な変動（１０％以上）に伴い収益の大幅な増減が見込まれる場合は、市と指定管理者が協議の上、分担方法を定める。

＊２・・・ 市と指定管理者が協議の上、分担方法を定める。

＊３・・・ 防災拠点としての道の駅機能（別図着色部）を維持・管理するための費用等については、３０万円以下であっても市が負担する。

＊４・・・ 不可抗力により指定管理者に損害又は増加費用が発生した場合、当該損害又は増加費用については、合理性の認められる範囲で市が負担する。
損壊復旧に係る費用を指定管理者が付保した保険により補填された場合にあっては、当該補填された金額相当分について、市の負担に含まれないものとする。